

2025 年度愛知県ゴルフ連盟主催競技はR & AとU S G Aが制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場でA G Aが追加または修正したローカルルールが適用されます。

これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認すること。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023年1月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイドとR & Aによって4半期ごとに更新される詳説を参照すること。

(<https://www.jga.or.jp>に掲載)

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は2罰打となります。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まつたり、そのアウトオブバウンズを超えて止まつた球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まつたとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (a) コース内の片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで及び、その境界線と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズの境界）と一致する地点をプレーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まつたことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.2に基づいて反対側の救済を受けることができる。
- (d) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

(a) 修理地

- (1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
- (2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。
- (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤードージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かせない障害物

- (1) 白線の区域と動かせない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- (4) 人工の素材で作られたU字排水溝は動かせない障害物として扱う。カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。
- (5) 電磁誘導カート用の2本（あるいは3本）の軌道は、その全幅をもって1つのカート軌道（動かせない障害物）とみなす。
- (6) コース内の防球ネット（金網）が動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。

4. 不可分の部分

次の物は不可分の物であり、罰なしの救済は認められない。

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。

(b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. クラブと球の規格

(a) 適合ドライバー・ヘッドリスト

ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

(b) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

(c) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

ローカルルールの違反の罰：規則 4.1b 参照

(d) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。ローカルルールひな型 G-10 を適用する。

ただし、下記の競技には適用しない。

- ・愛知県小学生ゴルフ大会

- ・AGA 県民スポーツ大会アンダーハンディキャップ決勝大会

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

6. 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する：

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外：高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

7. 險悪な気象状況によるプレーの中止（規則 5.7）

次の信号がプレーの中止と再開に使われる：

即時中断 — 1回の長いサイレンまたはエアホーン

中断 — 3回の連続する短いサイレンまたはエアホーン

プレーの再開 — 2回の連続する短いサイレンまたはエアホーン

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. 練習（規則 5）

(a) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習（規則 5.2）

規則 5.2b は次の通り修正する。

プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。

ただし、指定練習区域を除く。

(b) ホールとホールの間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する。

二つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

9. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

10. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていかなければならない。

11. スコアカードの提出（規則 3.3b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されることになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

13. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

14. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

15. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

注意事項

1. ローカルルールに追加変更のある場合は掲示板（ホームページ含む）、スタートホールのティーティングエリア付近に告示する。
2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。
3. プレーヤー、またはそのキャディーは A.G.A が定める「行動規範」に従わなければならぬ。
4. 練習は指定練習場で行い、打撃練習場では備え付けの球を使用すること。
スタート前の練習は1人1箱24球を限度とする。
5. ティーマーカーは白マークとする。
6. プレー中、帽子を着用すること。
7. 愛知県ゴルフ連盟並びに会場クラブの服装規定を順守すること。服装規定に違反がある場合、競技委員会は競技者の参加資格を取り消すことができる。
8. 携帯電話は緊急時以外、コース内での通話は禁止する。

追記 1. クラブハウス・朝食は、午前6時00分よりオープン。

2. 練習場は、午前6時00分よりオープン。

3. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。

尚、サブバックの使用は禁止する。

行動規範

愛知県ゴルフ連盟競技委員会はプレーヤー、開催俱楽部、そしてこの競技に関わる人々の質に誇りを持っています。この競技がすべての人々に楽しんでもらえるように、すべてのプレーヤーはこの行動規範に従わなければなりません。行動規範は練習ラウンドを含めこの競技の開催期間中はすべてのプレーヤー、そのキャディーに適用されます。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知つてもらうためにプレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることにあります。規則1.2「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知つておかなければなりません。

行動規範の違反となる行動の例

- ・コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さない、目土をしない等）
- ・受け入れられない言動をする。
- ・クラブ、コースを乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。
- ・他のプレーヤー、競技委員、関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- ・いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- ・認められていない場所での喫煙、飲酒。
- ・違法薬物の摂取。
- ・違法物の所持。
- ・開催俱楽部のドレスコードに従わない。
- ・その他ゴルファーとして相応しくない態度。

- ・政府、地方自治体、開催俱楽部、主催者が要請する感染症等の予防策に従わない。

行動規範の違反の罰

- ・行動規範の最初の違反 ー 競技委員からの警告、あるいは競技委員会による制裁
- ・2回目の違反 ー 1罰打
- ・3回目の違反 ー 2罰打
- ・4回目の違反 ー 失格

プレーヤーは上記の行動基準に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては競技委員会、競技委員長の裁量に委ねられる。

懲戒的な制裁

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに、今後のA G A競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格の罰を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。

ゲームの精神に反する行動の重大な違反

上記行動規範に関わらず、規則 1.2aに基づいて、競技委員会はゲームの精神に反する行動の重大な非行についてプレーヤーを失格にすることができる。

競技委員会